

平成30年度第2回 大阪府障がい者施策推進協議会
意思疎通支援部 手話通訳ワーキンググループ 議事概要

■日 時：平成30年11月20日（火）14:00～16:00

■場 所：大阪府庁新別館北館4階 職員会議室9

■出席委員（五十音順・敬称略）：

- ・飯泉 菜穂子 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館
人類基礎理論研究部日本財団助成
手話言語学研究部門特任教授
- ・武居 渡 金沢大学 人間社会研究域学校教育系 教授
- ・長宗 政男 大阪聴力障害者協会 役員【座長】

議題1（1）「手話通訳者養成講座・登録試験のあり方の見直し」について

○事務局

- ・議題1（1）の説明。

○座長

- ・東京都は養成講座の受講対象となる人も多く、「手話通訳士」の資格を取得するための講座があるから、「手話通訳士」資格取得を登録試験の受講要件とすることができる。
- ・全国统一試験の導入は検討しないのか。
- ・すべての変更点について、経過措置や相応の準備期間が必要だと認識。特に制度変更については周知を徹底すべき。
- ・また、制度変更により、現場の混乱を招くと考えられる。

○事務局

- ・養成講座や登録試験について、基本的に東京都の取組みを参考としたものとする。
- ・統一試験については、これまでの関係団体等との意見交換により、導入しない方針を明確にしている。
- ・制度の変更についても、これまで十分に団体等との調整と合意形成を図っており、すでに仕様に位置付けているものもある。
- ・相応の準備期間は確保されている上、スケジュール感も資料のとおり問題ないものとしている。また、制度の変更については、当然、府HP等にて周知を徹底する。
- ・スケジュール感についても、再度、説明する。

平成31年度からの変更となっているものは、制度の根幹となるものではなく、また、すでに仕様書等で明示されているものである。

制度の根幹となるものの変更は、平成32年度からの変更としており、十分な準備・周知期間はあるものと認識している。

○委員

- ・全国統一試験は約 20 年前から始まっており、導入していないのは大阪府だけ。当初は試験問題や採点方法等に難があったが、今ではもう十分な試験のレベルにある。
- ・座長は、全国統一試験の位置づけをどう考えているのか。
- ・東京都とまるっきり同様の講座を実施することは難しいのでは。特に「手話通訳士」未満、手話奉仕員以上のレベルの人々への講座はどうするのか。

○座長

- ・全国統一試験は、登録のための試験としてではなく、登録をしている者の実力を図るためのものとしたい。

○事務局

- ・実力を図るためのものとして、ということであれば、屋上屋を重ねるものであり、全国統一試験の導入は不要と考える。
- ・東京都と全く同一にするということではなく、慎重に吟味し、良いところを取り入れる。
- ・東京都でいう「地域手話通訳者クラス」について、府では手話奉仕員レベルを主な対象としたものとしたい。その後、「手話通訳者特別クラス」へとステップアップする。東京都の制度をそのまま実施するのではなく、府独自のカスタマイズを行う。
- ・また、受講者には講座修了により何らかのメリットが必要であるため、修了証を発行する。その上で、「手話通訳士」の資格取得や「府手話通訳者」としての登録等のメリットにもさらにつながっていくという構図。

○座長

- ・手話検定試験を導入する余地はあるか。

○事務局

- ・その余地はあり。

○委員

- ・座長がいう「現場の混乱を招く」とは、どういった混乱を想定しているのか。

○座長

- ・講座を何度も受講する人と、新規に講座を受講する人が一堂に会するため、講師側に「教える工夫」が必要となるなど。

○委員

- ・その問題は、受講判定試験で受講生のレベルの統一を図られるため、そもそも解決される。

=====

議題 1 (2)「手話通訳者の登録・派遣の見直し」について

○事務局

議題 1 (2)「手話通訳者の登録・派遣の見直し」の説明。

○座長

・OJT の評価は、聴覚障がい者には難しい。

○事務局

・聴覚障がい者が評価できるよう、評価項目を工夫すれば可能だと考える。

○委員

・これは、コーディネートの問題なのでは。

手話通訳者の 2 人派遣、3 人派遣の際に、ベテラン通訳者と新人をペアにする等、やりようはいくらでもある。

・また、OJT も含め、活動しない登録者は、登録者名簿から外すべき。

○委員

・登録試験を受験する段階で、受験者に OJT の必要性を説明しておけば、合格後の OJT の実施について問題になることはない。

○事務局

・すでに OJT は導入されているが、機能していない。

・登録者は公的に特に高い専門性のある技術を保障された人である。

公的に技術を保障された人が、OJT として、ベテラン通訳者とペアになって通訳をすることは、聴覚障がい者の権利侵害にはならないと考える。

○座長

・合格者といえども、十分な通訳者とは言えない。

○委員

・どの資格でもそのとおりで、だからこそ OJT が必要である。

○委員

・どんなベテランの人にも、1 年めがあった。

・OJT がなければ、新人はスタートが切れない。OJT の場として、身近な場所からベテランと新人の組み合わせでできる通訳の場を作るべき。

○事務局

・府としても、ここから始めていくべきと考えている。

○座長

・府派遣要綱について、法律以上の緩和は可能か。

○事務局

・総合支援法に基づき実施すべき事業であるため、法律の基準を緩和することは不可。

○委員

・現在の登録者の現任研修は十分になされているか。

○事務局

・府としては、不十分だと認識している。
・その理由は、現任研修と更新試験が連動しているべきと考えるが、現状ではそうならないため。

○委員

・登録者の OJT と更新試験と現任研修は、一貫性をもって実施されるべき。

○委員

・具体的な現任研修と更新試験を実施する必要がある。

○事務局

・これまでの議論をまとめると、登録者の OJT と現任研修と更新試験のサイクルについて、一貫性を持たせることが必要である。
・活動実績がなく、登録名簿から外れている者についても、上記のサイクルを踏むことで、登録者として再度名簿に登録されることも検討する。
・講座については、①手話奉仕員からのステップアップ講座、②手話通訳士の資格取得を目的とする講座、③登録者の現任研修講座、を基本とする。
・本日の議論を踏まえ、委員各位を個別訪問し、調整させていただき、事務局にて最終的な方向性を取りまとめる。

以上